

性的暴力を伴う犯罪行為に関する法律（TPKS 法）の制定

2022 年 5 月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisia Sitompul

1. はじめに

2022 年 4 月 12 日、「性的暴力を伴う犯罪行為（Tindak Pidana Kekerasan Seksual（以下、**TPKS**））に関する法律（以下「**TPKS 法**）」が可決されました。本法は、あらゆる形態の性暴力を予防し、対処し、性暴力被害者を保護、回復することを目的としております。



2. TPKS 法

TPKS 法 4 条は、TPKS として非身体的セクシャル・ハラスメントや身体的セクシャル・ハラスメント等 9 種の犯罪を挙げた上、さらに強姦やわいせつ行為等 10 種類の行為も TPKS に含まれると定めております。

3. 職場における TPKS の加害者は被害者の上司

TPKS 法はまた、上記で挙げた 9 種類の行為を職場の経営者や上司等が被雇用者等に対してこれを行った場合、通常の刑罰に 3 分の 1 を加重する形でより厳しい罰則を処すこととしております。

4. その他の規定

その他 TPKS 法は、法人がこれを行った場合の刑罰、TPKS の報告方法、被害者救済、法的手続等を包括的に定めております。

6. 結論

TPKS 法は TPKS に該当する犯罪行為を特定し、特に女性、子ども、障害者等を保護する法的根拠、枠組みを提供することで、性的暴力の脅威から人々を保護するものとされております。

また、職場における TPKS については刑罰を加重する旨が規定されているところ、本法の成立による、セクシャルハラスメントが抑制されることが期待されるとともに、各企業に置いては従業員への本法の周知徹底を含め、これまで以上に社内にお



けるセクシャルハラスメントを防止するための措置を講じていく必要が強まるものと考えられます。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了(石油・ガス法)。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal